

○ 消費者契約法施行規則（平成十九年内閣府令第十七号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（公表する情報）</p> <p>第二十九条 法第三十九条第二項の内閣府令で定める必要な情報は、次に掲げる情報とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次に掲げる書類に記載された事項に係る情報</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 定款</p> <p>ハ・ニ （略）</p>	<p>（公表する情報）</p> <p>第二十九条 法第三十九条第二項の内閣府令で定める必要な情報は、次に掲げる情報とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次に掲げる書類に記載された事項に係る情報</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 定款又は寄附行為</p> <p>ハ・ニ （略）</p>